血液・医薬品用加温器

仕　　様　　書

隠 岐 広 域 連 合 立
隠 岐 病 院

Ⅰ．仕様書概要説明

１．調達の背景及び目的

大量輸液や急速輸血が必要な際に、輸液、輸血製剤を効率的に加温するためのシステムであり、低体温を予防することにより合併症を減らし間接的に医療費の節減に寄与することが見込める。

以上のことから、血液・医薬品用加温器の導入を行う。

２．調達物品及び構成内訳

品　名： 血液・医薬品用加温器

構成内訳： ①本体　　１台

Ⅱ．基本仕様

性能、機能及び技術等に関する仕様項目に関しては、以下の要件を満たすこと。

１．温水を用いずに血液、医薬品の加温ができること。
２．41℃の温度まで2分以内で加温できること。
３．500ml/分の流量に対応できること。
４．微小気泡を除去する機能を有し血管内への空気混入を防止できること。
５．本体は、容易に移動できIVポールに簡単に取付け可能であること。
６．電源入力は、定格電圧100V交流で使用可能であること。

Ⅲ．その他特記事項

その他特記事項に関しては、以下の要件を満たすこと。

１．納入物品の搬入に要する養生及び据付け並びに稼働のための調整等を行うこと。
２．装置の納入場所については、当院と協議すること。
３．納入物品の搬入、据付け及び調整については、当院と協議の上行うこと。
４．搬入、設置、配線及び調整等に要する費用は負担すること。
５．落札から納入までの間に装置の仕様変更やソフトウェアのバージョンアップがあった場合は、当院と協議の上最新の仕様にて引き渡すこと。
６．年間を通じて故障時のための連絡体制が整備されていること。
７．障害時は、早急な復旧を可能にするサービス体制を有すること。
８．納入検査終了後から１年間は機器の無償保証期間とし、機器が正常に稼働し、臨床上最適に使用できるように定期的な点検を実施すること。また、保証期間中に発生した使用者の過失によらない故障等に係る点検、修理等については、無償保証の対象とすること。
９．納入物品は、納入後において少なくとも耐用年数中は稼働に必要な消耗品及び故障時における交換部品の安定した供給が確保されていること。
10．取扱説明書及び簡易取扱説明書は、日本語版で１部以上提供し、また、電子媒体での提供も行うこと。
11．納入物品には、基本的機能を損なわないよう必要な付属品等を備えること。
12．納入物品のうち、薬事法の製造承認対象となる医療器具は、厚生労働大臣の承認を受けていること。
13．本仕様書に明示無き事項については、当院の指示のもとに実施すること。